

【問】 2003 年 立命館大学

国際関係, 文, 経営, 国際イン(国際関係), 人文総合科学イン(文), 文理総合イン(経済, 経営)

次の文章を読んで、以下の(a)～(r)の問いに答えよ。

『日本書紀』によれば、蘇我本宗家がクーデターにより滅亡した後、新たに即位した孝徳天皇の下で
①それまでの私地・私有民を廃止することが宣せられ、公地公民が原則とされたとされる。

のち、壬申の乱を経て即位した天武天皇の時代から、唐の体制に範をとった律令体制が指向され、②持続天皇の時代に施行された飛鳥浄御原令の規定に基づき、新たに戸籍が作成されて、公地制を前提とした班田収授が行われることとなった。

令の規定に従い、③作成された戸籍に基づいて年齢・性別・良賤に応じた口分田の班給が行われ、同時に計帳に基づく諸税賦課の体制がうち立てられた。とりわけ成年男子には、租・庸・調をはじめとする重い負担が課せられ、また農業技術の発展段階の点からも決して毎年の収穫が安定した状況になかったことなどから、律令制発足当初より農民にかかる負担は加重となる場合が多く、④本貫地を離れて他所に移り住む農民が跡を絶たなかった。中には、貴族や寺社の私領の耕作に従事して生活を立てる農民もあり、⑤天平期の墾田永年私財法により田地の開発が有力者により強力に推し進められるようになると、その労働力としての農民の需要も一層増すこととなった。

奈良末期には令の規定通りの戸籍の作成も^{おぼつか}覚束ない状況となり、⑥造籍・班田の回数を半減してでもその励行が命じられたが、さしたる効果を挙げる事ができず、またこの頃には、農民の間で貧富の差が拡大して、「富豪の輩」などと称される者が在地を^{とうかつ}統轄するような事態が生じていた。朝廷による画一的な土地支配と課税の体系が機能しなくなると、朝廷の各機関も必要に応じて独自に財源の確保を図る必要が生じ、⑦行政機関自らが令の規定を超越した特例的な土地経営を行わざるを得ないような状況となったが、10世紀初頭には班田も^{しゅうえん}終焉し、律令土地制度は維持が不可能となった。同時に、戸籍・計帳による個别人身支配に基づく賦課を基本とする律令税制もその機能を失い、朝廷自らが、各地域に対する画一的な支配を事実上放棄して、行政・徴税は国司の裁量^{ゆだ}に委ねる体制がとられた。

国司は、⑧田地を名として把握し、これを経営する有力農民に対し、その面積に応じて課税する方式を採用して、税収の確保を目論んだが、朝廷より地域支配の権限を委ねられたことで、⑨自らの収益を増やすことを目的に徴税攻勢をかけるようになり、農民との間にしばしば軋轢^{あつれき}が生じた。農民が国司の不法を直接中央に訴えての更迭^{こうてつ}を要求するような場合も存在したが、やがて、国司と独自の契約を結ぶなどして徴税を免れる方法を模索するようになり、また田地を所有する中央の権門勢家も、⑩その政治的地位を利用して不輸租の特権の獲得につとめるなど、従来の税制に則った賦課の対象から外れる田地が次第に増加した。

中央で国政に^{たずさ}携わる貴族層にとって、私有地の拡大は自らの財政基盤をより堅固なものとするにつながつたが、一方で不輸租となる田地の増加は、税収の減少による国家財政の窮乏を導くことから、一定の歯止めをかけて体制の維持を図ることが余儀なくされ、私有地の整理が試みられた。とりわけ、⑪11世紀中葉の後三条天皇の時代に行われた荘園整理では、明確な基準を設定して整理の徹底化が図られたが、逆に、基準に合致した荘園に対してはその存在に合法的な根拠を与えることとなった。

院政期になると、⑫鳥羽上皇をはじめとする皇族・貴族や寺社がこぞって荘園の集積に努めたことから、全国的に荘園が拡大した。荘園となっていない公領(国衙領)についても、⑬その経営を担当する国司を任命する権限を特定の人物に与え、収益を確保させる制度が成立し、実質的に荘園と共通した性格を有するようになり、荘園公領体制と称される中世的な土地体制が成立するに至った。

在地では、有力な農民が財産としての田地に対する意識を強め、開発を通じて広大な田地を保有する者が現れた。かれらの中には、国司との密接な関係を通じて公領の管理・経営にあたる一方で、⑭国衙で実質的な行政を担う者もあった。また、田地の維持管理や拡大の必要から有力農民が武装化し、武士が多く現れたが、武士はさらに安定的な土地経営と自らの田地の保有のために互いに連携し、⑮国司として下向し土着した貴族などを棟梁と仰いで武士団を形成した。とくに都から遠く離れた東国などでこのような動きが顕著に見られ、武士団は時として⑯朝廷に反逆して武力行使を行う場合もあった。強大化した武士団は、やがて⑰中央の貴族の政争にも武力として利用されるようになり、次第に政治的権限をも強めたが、このような趨勢の中で、12世紀後半には、平氏による⑱武家政権の成立を見ることとなった。

- (a) 下線部①に関連して、このとき廃止が宣されたとされる豪族の私有民を何というか。
- (b) 下線部②に関連して、飛鳥浄御原令施行の翌年に作成された戸籍を何というか。
- (c) 下線部③に関連して、養老五年における下総の戸籍中の次のような戸に関する以下の問いに答えよ。

戸主(男)	年 61 歳	妻	年 66 歳
男	年 25 歳	女	年 32 歳
女	年 29 歳	女	年 16 歳
女	年 11 歳	男	年 79 歳
男	年 46 歳	女	年 43 歳
女	年 35 歳		

- (1) この戸に対して、どれだけの口分田が班給されることになるか。町段歩で答えよ。
- (2) この戸に対して課せられる庸布の量を、丈尺で答えよ。
- (d) 下線部④に関連して、他所に移り住んだ農民のうち、移住先を政府が把握している者を何と称したか。
- (e) 下線部⑤の墾田永年私財法に関して述べた文章として誤っているものを、次の(ア)～(エ)から一つ選び、記号で答えよ。
- (ア) 田地の開墾を行う場合には、国司の許可を必要とした。
- (イ) 開墾は、許可を得てから3年以内に完了せねばならなかった。
- (ウ) 身分によって、墾田所有面積に限度が設けられていた。
- (エ) この法令は、桓武天皇の時代に一時停止されたが、のち復活した。

(f) 下線部⑥に関連して、桓武天皇の時代にとられた農民政策について述べた文章として**適当でないもの**を、次の(ア)～(エ)から一つ選び、記号で答えよ。

(ア) 国司の指揮下で労役に服する雑徭の日数を、正丁の場合年間 60 日以内から 30 日以内へと半減した。

(イ) 農民を経済的に圧迫しているとして、平安京の造営と東北地方への遠征が停止された。

(ウ) 農民の窮状を調査するために、勘解由使を設けて各地に派遣し、実情を報告させた。

(エ) 農民にとって重い負担となっていた公出挙の利率を、5 割から 3 割に引き下げた。

(g) 下線部⑦に関連して、租税減収の対策として、小野岑守の建議により大宰府の管内に設営された田地を何というか。

(h) 下線部⑧に関連して、国司より田地の経営と納税を請け負った有力農民を何というか。

(i) 下線部⑨に関連して、『今昔物語集』には、^{どんよく}貪欲な受領の姿が描かれているが、ここに登場する藤原陳忠がのべた言葉として、もっとも適当なものを、次の(ア)～(エ)から一つ選び、記号で答えよ。

(ア) 受領ハ倒ル所ニ土ヲ^{つか}掘メトコソ云へ。

(イ) 此の世をば我世とぞ思ふ 望月のかけたる事も無しと思えば

(ウ) それ往生極楽の教行は、濁世末代の目足なり。

(エ) 世間を憂しとやさしと思へども 飛び立ちかねつ鳥にしあらねば

(j) 下線部⑩に関連して、中央の官庁から発給される命令書により、田地の不輸租の特権が認められたが、この命令書の発給にあたったのは、八省のうちいずれの省か。

もっとも適当なものを、次の(ア)～(エ)から一つ選び、記号で答えよ。

(ア) 中務省

(イ) 治部省

(ウ) 民部省

(エ) 式部省

(k) 下線部⑪に関連して、

(1) このとき、荘園整理のために新たに設けられた機関の正式名称を記せ。

(2) この荘園整理令では、1045 年、後冷泉天皇の時代に行われた荘園整理以後に成立した荘園の整理を規定しているが、この 1045 年の荘園整理を何というか。もっとも適当なものを、次の(ア)～(エ)から一つ選び、記号で答えよ。

(ア) 延喜の荘園整理

(イ) 永観の荘園整理

(ウ) 寛徳の荘園整理

(エ) 天喜の荘園整理

(l) 下線部⑫に関連して、鳥羽上皇がその娘に伝えた荘園群は、のちに大覚寺統の経済基盤として重要な意味をもつようになるが、この荘園群を何というか。

(m) 下線部⑬に関連して、この制度を何というか。

(n) 下線部⑭に関連して、このような者を何とよぶか。

(o) 下線部⑮に関連して、桓武天皇の^{ソウソン}孫で上総国の国司として赴任し、任が終えたのち土着して坂東の平氏の祖となった人物として、もっとも適当なものを、次の(ア)～(エ)から一つ選び、記号で答えよ。

(ア) 平将門 (イ) 平高望 (ウ) 平良将 (エ) 平国香

(p) 下線部⑯に関連して、1028 年に関東で起こった反乱を鎮圧して名を馳^はせ、河内源氏の祖となった人物はだれか。

(q) 下線部⑰に関連して、天皇家・藤原氏内部の争いに武士団が用兵として活躍した、1156 年に起こった内乱の名称を記せ。

(r) 下線部⑱に関連して、平氏政権を確立した平清盛は、武士として初めて朝廷の最高官職に任じられたが、この官職名を記せ。

【解答】

(a) 部曲 (b) 庚寅年譜

(c) (1) 1町7段120歩 (2) 6丈5尺

(d) 浮浪人 (e) え (f) う (g) 公宮田 (h) 田堵(負名)

(i) あ (j) う (k) (1) 記録莊園券契所 (2) う

(l) 八条院領(八条女院領)

(m) 知行国制

(n) 在庁官人

(o) い

(p) 源 頼信

(q) 保元の乱

(r) 太政大臣